

永正二年春新

百出所河内也

北條尚二公忠宣王所持本一覽之六年春新

永京縣大夫高胡成春酥餅之

永正十一年六月十日書寫

北本月時心願書詞海書院

貞治五年十月三日又一封書也

永京縣大夫

重く書け實成心表休共也

装束雜事抄

淨衣事 布六丈上下五分

白布六丈上下五分調歩上布衣と同。但あ方れ
袂を前へ一寸つぬひあかきと神のくくをいぬお
し縫をのそ布のちのちあ後のとと縫知ぬくは
袖れくく白きくくのもはぬくくつあくく入く十五
歳まうくハ白生平緒ととあ或は白糸くくも用之
此付くく神くくぬくく知ぬくあつあくくよ今つ
衣のくくく神のくく縫事者ハまる組後縫
くくみきくくとと今ハあくくあれくくそのゆ

布衣之事

志すあはれと志者花田と也存来みろ色松皮片ふあつん
 然色くハと如れ物衣若くも年齡上回常れ布部之
 よてとことと如れ物衣後のことと如れ物衣の如ひや
 うも下具等も同前色と付らよと付らよと付らよと付らよと
 こと也神のくくはけの白糸とことと二物付入也三物付
 下深ま川紫たん又おとろた付にけれ十六とんとん十六七よ
 白糸は結也又前黄めんことと福の人たとハ女三白の
 ち後とことと赤唐かとも物とえきめんこととん小肉く
 いらとこととと夏冬通用之又晴のち二藍かとも
 白生れ要細物ことと若人用かありめんことと物
 けりひても入又赤くのものあくしてこととけんもつと也
 仙洞も布衣かめさうとあつのは光嚴院ハ花田家布の内
 物衣と夏常小も若御者ことと云く下具こととの如き
 衣も同

布下袍事

四品袍 物一ことと流緩きら宿老と厨中目也裏采物連衣
 小同くことと神ハ布衣かめさうと夏ハ若御者同白の如き

袍色抄なり

標圖家沖袍文

地唐草窠中ニ龍膽 中少將より左

雲立涌 園白當球之

雲鶴 大園之時迄給也

凡人袍文 一色乃人

興唐草 周院あ家と皆名と但三條家ハ瑞雲と云ふ此不
若用家と沖子左甲家平松楊梅山科菅家尚家あ

局草若

無輪 源家平家花山院

異文之事 但大長以後家々々文不同
又相國々時袍文々々々也

三條 徳大寺西園寺花山院大炊出門久我坊川

勸修寺 竹の丸哉

五位袍 藤茅條綾志了野口位了同家々々同裏平指

朱紋 赤家事也名知了若家事の了綾志了野口位了同家々々同裏平指延

小同 官和記ハ入んとして袍の古名此れんのあつて給

六位袍 緑衫平指と紺と條とる物也裏藤茅夏

青多袍 絲浮織物文牡丹と尾長多たうと若律黄裏藤茅夏ハ

紫青多の及と六位紫人一箱必是城名と時の時を

三人より若りして路次供奉庭と近き内と若とハ一

人あつてハ若とと院以下院第八系事子細なり

又一籍院人の公方也黄櫛をも下されて細こく用もち之

又官ハ總腰密儀武官ハはこれハ關腰細儀若掛也

又官をれも内舎人兼帯此籍人ハ数々固時ハ卷儀若

掛弓筋劔と帯以袍ハ總腰あり二者並ハ此御袍と

上方法東帝の日ハ若々として私の者多と若々又時

系冠衣の時ハ和乃者多も若々以位袍と着とこれ

上方者多哉若御の如く御とくハの袍ハ此御身

此前らしらと訂そくして中とおくそのお目の

とハまはれこれ若々のこと何れもさうしらわくと

若れもさとおひしてこのお目様とてあめえ前後

回ぬけは成るの世からんあま

つとあけ此袍事

公卿ハ侍府官をれ若々を御の及と地下四位公位の侍府官

若々帯若々まのの袍乃らんとしててうハ若々

如ひに若々下襷此裾の若々た回と節會若々幸の

時をうあまハ若々後伏見院震筆由抄ハ何れ

但若の振よゆへと苗時ハ若々ハ若々を以ちしあま

六位若人此とあけら短振裾ゆけと若々ハ若々也

後何れ斗おとあまハ下襷の若々より一二寸ハ若々

ハ一若々此若人といつハ腰は若々若々若々若々

大腰よりハ一丈一尺

中納言目七尺

大腰よりハ一丈

参議二位三位 五尺

是ハ腰よりハ八尺但参議二位三位ハ今一尺余ナリト云

檢非違使別當并大辨参議 三尺五寸

大腰よりハ六尺五寸

四位五位六位 四尺

大腰よりハ七尺

應永六年四月日参議三位行備中權守藤原朝長承行

物具装束鈔

一 劔事

飾劔 近代其實希也當時用鎧劔代也公卿

螺鈿細劔 木地用公卿行幸日若列見定考

通螺鈿劔 通計大臣常用也前上人節會日用之

蔣繪細劔 或有人用銀通若人用之蔣繪通者雖老

蔣繪螺鈿劔 宿老但近代公卿殿上人常用之

黑漆細劔 諒闇之用之近代公卿殿上人常用之

螺鈿野劔 殿上人春日行幸日帶之但花族壯年之

蔣繪野劔 大將直衣之時或用之殿上人布